

事 務 連 絡
令和元年 11 月 22 日

別記 御中

厚生労働省健康局難病対策課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」
の施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第 55 号。以下「法」という。）が本日公布され、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第 73 号）とともに、本日施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、補償金の支給事務を行うこととなりますが、法の円滑な施行に向けて、貴団体におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、会員等に周知していただきますようお願いいたします。

記

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされており、支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。

本補償金の支給対象者の関係者の中には、介護サービス等を利用している方も多いと想定されることから、貴団体におかれましても、例えば、施設・事業所でのリーフレット（別添 1）の掲示や厚生労働省の相談窓口の案内等を行っていただくなど、制度の周知に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各都道府県宛てに、同様の通知を行っておりますことを申し添えます。

別添 1 : ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添 2 : ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料
(関係法令・通知)

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関する Q & A

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/hansen/index.html

(照会先)

厚生労働省健康局難病対策課

ハンセン病元患者補償金支給業務室

電話 : 03-5253-1111 (内線 2148、2151)

直通 : 03-5253-2239

担当 : 秋山、山形

(別記)

公益社団法人	全国老人保健施設協会
一般社団法人	日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会	
公益社団法人	日本看護協会
公益財団法人	日本訪問看護財団
一般社団法人	全国訪問看護事業協会
一般社団法人	全国デイ・ケア協会
一般社団法人	日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人	日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人	日本言語聴覚士協会
一般社団法人	日本作業療法士協会
公益社団法人	日本理学療法士協会

ハンセン病元患者の御家族の皆様へのお知らせ

～補償金の支給制度について～

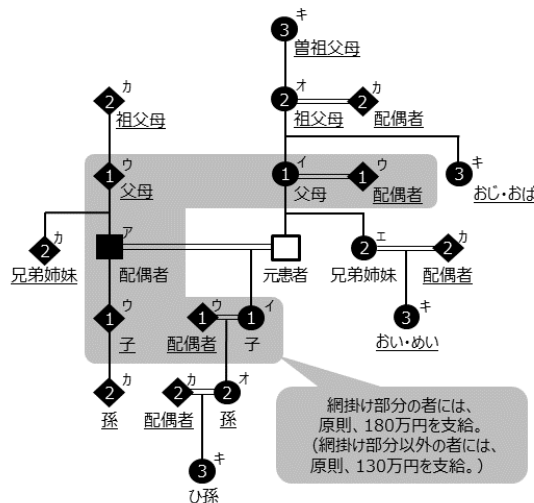
- 令和元年(2019年)11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「法」という。）」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。
- 法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に補償金を支給いたします。

1. 補償金の支給対象となる方及び補償金の額について

平成8年（1996年）3月31日までの間（らい予防法が廃止されるまでの間）にハンセン病の発病歴（※1）・国内等居住歴（※2）のある方と次のア～キの関係にあったことがある方（※3）であって、現在、生存されている方が対象となります。なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含まれます。

	対象者	補償金の額
ア	配偶者	180 万円
イ	親、子	
ウ	1親等の姻族等（※4）であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	
エ	兄弟姉妹	130 万円
オ	祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	
カ	2親等の姻族等（※6）であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	
キ	曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	

- ：血族
 - ・親子や兄弟姉妹のように、血縁関係がある者
 - ・養子と、養親及びその血族
- ◆：姻族
 - ・配偶者の血族又は血族の配偶者
 - ・1～3：親等数（下線付きの者は、元患者と対象期間に同居していたことがある場合のみ対象。）



- ※1 ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域の方で、日本に居住したことのない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までにハンセン病を発病した方に限ります。
- ※2 昭和20年(1945年)8月15日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。
- ※3 ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病(発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時)から平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住している方で、日本に居住したことのない場合は、昭和20年(1945年)8月15日まで)の間に当該ハンセン病歴のある方とア～キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴(※2)がある方が対象です。
- ※4 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。
- ※5 「同居」とは、発病から平成8年(1996年)3月31日までの間に生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。
- ※6 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。

2. 補償金の請求手続について

- ・ 請求書は、厚生労働省(下記の補償金担当窓口)に郵送してください。記載は日本語のみ可。
- ・ 請求書の様式は、厚生労働省のホームページ(ダウンロード)に掲載しているほか、御連絡をいただければ個別に郵送いたします。
- ・ 請求期限は、令和元年(2019年)11月22日(法律の施行日)から5年以内(令和6年(2024年)11月21日まで)です。
- ・ 詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載している、「ハンセン病元患者家族に対する補償金Q & A」を参照ください。

<請求書の記載事項や添付書類について>

- 請求書には、様式に沿って、元患者がハンセン病の診断を受けた年月日又はハンセン病療養所に入所していた年月日、療養所の名称及び所在地、元患者との関係性などを記載してください。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください(※印のものは、厚生労働省ホームページに様式を掲載しています。)
 - ・ 添付書類チェックシート(※)
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所を証明する書類
 - ・ 請求者の家族であったことがある方で平成8年3月31日までのハンセン病の発病歴があることを証明する書類
 - ・ 請求者及びハンセン病歴のある方それぞれが国内等居住要件を満たすことを証明する書類
 - ・ 請求者が上記※3の期間にハンセン病歴のある方と請求書に記載の家族関係であったことを証明する書類
 - ・ 請求者が上記1. ウ、オ、カ又はキである場合、当該ハンセン病歴のある方と※3の期間に同居していたことを証明する書類
 - ・ 補償金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)
 - ・ その他請求に係る事実を証明する資料(例：国立ハンセン病療養所の入所期間証明書、戸籍謄本、関係者の陳述書など)
 - ・ 添付書類の日本語訳(外国語で作成された添付資料がある場合のみ)

3. 担当窓口

請求書の提出や請求に関する御相談については、厚生労働省(健康局難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室)の下記の担当窓口にご連絡ください。

厚生労働省 補償金担当窓口

宛先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局補償金担当宛て

電話番号 03-3595-2262 メールアドレス hoshoukin@mhlw.go.jp

受付時間 10:00~16:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

医政発 1 1 2 2 第 1 号
健発 1 1 2 2 第 1 号
令和元年 1 1 月 2 2 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律
等の施行について（通知）

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第 55 号。以下「補償法」という。）、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第 73 号。以下「補償法施行規則」という。）及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域」（令和元年厚生労働省告示第 172 号）並びに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 56 号）及び「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 11 条の 1 第 1 項の規定による国立ハンセン病療養所医師等の兼業等に関する規則」（令和元年内閣官房令・厚生労働省令第 1 号。以下「国立ハンセン病療養所医師等兼業規則」という。）については、いずれも令和元年 11 月 22 日に公布され、同日から施行されました。その詳細については、下記のとおりであるので、その内容につき十分御了知の上、関係者への周知等につき特段の御配慮をお願いします。

記

第1 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律について

1 前文

補償法には、以下の前文がおかれていること。

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成13年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成20年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

2 定義

(1) 補償法において、「ハンセン病元患者」とは、次の①から④までの者をいうこと。

- ① らい予防法の廃止に関する法律（以下「廃止法」という。）によりらい予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者
- ② 廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者

- ③ 昭和 20 年 8 月 15 日までの間に、本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者
 - ④ 昭和 20 年 8 月 15 日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことがある者
- (2) 補償法において、「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時（その発病の時に当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有しなかった場合にあつては、当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有するに至った時）から廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間に、次の①から⑦までのいずれかに該当したことがある者（①から⑦までのいずれかに該当する者であつた期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。）であつて、この法律の施行の日において生存しているものをいうこと。
- ① ハンセン病元患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ② ハンセン病元患者の一親等の血族
 - ③ ハンセン病元患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - ④ ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）
 - ⑤ ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - ⑥ ハンセン病元患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - ⑦ ハンセン病元患者の三親等の血族であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
- (3) (1)、(2) に定めるほか、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族の具体的要件は、次のとおりであること。
- ① ハンセン病元患者について、ハンセン病療養所への入所歴の有無は問わないこと。また、令和元年 6 月 28 日熊本地方裁判所平成 28 年（ワ）第 109 号国家賠償請求事件（第 1 事件）及び同年（ワ）第 231 号国家賠償請求事件（第 2 事件）判決（以下「判決」という。）で「入所歴」が評価されなかった昭和 35 年以前、昭和 47 年前の沖縄、及び入所後にも家族と時々面会があつた場合も、その発病歴を評価すること。

- ② ハンセン病元患者家族について、差別の認識時期等の主観的な要素は問わないこと。
- ③ 事実婚により、上記（２）の姻族関係と同等の関係が生じていた場合（事実婚の配偶者の連れ子等）、当該者をハンセン病元患者家族に含むこと。
- ④ 「同居」とは、生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含まないこと。
- ⑤ 昭和 20 年 8 月 15 日までの間にあっては、台湾、朝鮮等も「本邦」と同様の取扱いとすること。

3 補償金の額

補償金の額は、①又は②のハンセン病元患者家族の区分に応じ、①又は②に定める額とすること。

- ① 第 1 の 2 （ 2 ） の①から③までのいずれかに該当する者 180 万円
- ② 第 1 の 2 （ 2 ） の④から⑦までのいずれかに該当する者 130 万円

4 支給の調整

（１）既に支給を受けた補償金との調整

補償金は、ハンセン病元患者家族が既に補償金の支給を受けた場合には、支給しないこと。ただし、第 1 の 3 ②の者として既に補償金の支給を受けた者が第 1 の 3 ①の者として補償金の支給を受けようとするときは、第 1 の 3 ①の額から第 2 の 3 ②の額を控除した額の補償金を支給すること。

（２）ハンセン病療養所入所者等に対する補償金等との調整

補償金は、ハンセン病元患者家族が既に次の①から③の金銭の支払を受けた場合には、支給しないこと。

- ① ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律による補償金の支給
- ② ハンセン病の患者であった者として国から受けたハンセン病に係る国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）による損害賠償
- ③ ハンセン病に係る裁判上の和解（ハンセン病の患者であった者と国との間で合意された平成 13 年 7 月 23 日付けの基本合意書又は平成 14 年 1 月 28 日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。）に基づく金銭の支払

（３）異なるハンセン病元患者の家族として受けた損害賠償等との調整

補償金の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既に当該補償金に係るハンセン病元患者とは異なるハンセン病元患者の家族として国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の填補の額を控除した額の補償金を支給すること。

(4) 損害賠償等がされた場合の調整

- ① 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れること。
- ② 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れること。

5 支払未済の補償金

ハンセン病元患者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者等の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

6 支給の手続

(1) 請求

- ① 厚生労働大臣は、補償金を受給しようとする者の請求に基づき、支給を受ける権利の認定（以下「認定」という。）を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給すること。
- ② 請求期限は、施行の日から5年以内とすること。請求期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。
- ③ 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、請求をする者及び請求に係るハンセン病元患者の氏名、請求に係るハンセン病元患者との関係等を記載した請求書を提出しなければならないこと。

(2) 請求に係る厚生労働大臣による調査

- ① 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（以下「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができること。

- ② 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

(3) 請求に係る審査会による審査

- ① 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者がハンセン病元患者家族であることを確認することができる場合を除き、当該請求の内容をハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- ② 審査会は、審査を求められたときは、請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこと。
- ③ 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができるとともに、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。
- ④ 審査会は、審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- ⑤ 厚生労働大臣は、②による通知があった審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(4) 公務所等の協力

公務所又は公私の団体は、厚生労働大臣又は審査会から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。

(5) 補償金の支給手続等についての周知、相談支援等

国は、対象者に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるとともに、相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

7 補償金に係る非課税等

補償金の受給権の譲渡の禁止等、不正利得の徴収、非課税の規定を設けること。

8 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

- (1) 厚生労働省に、審査会を置くこと。

- (2) 審査会は、5人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織すること。
- (3) 委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。
- (4) その他審査会に関し必要な事項は、政令で定めること。

9 名誉の回復及び福祉の増進

- (1) 国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- (2) (1)の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとする。

第2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部改正について

1 前文

前文に、ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない旨を追加すること。

2 名誉の回復等の規定への家族の追加

ハンセン病の患者であった者等の家族についても、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年第82号）において、これまで「ハンセン病の患者であった者等」を対象としていた以下の諸規定（趣旨、基本理念、国及び地方公共団体の責務、関係者の意見の反映のための措置並びに名誉の回復）にハンセン病の患者であった者等の家族を追加すること。

何人も、ハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとする。

3 ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復のための支援等

国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

4 国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の充実の努力義務

国は、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 医師の兼業に関する特例

国立ハンセン病療養所医師等は、所外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして国立ハンセン病療養所医師等兼業規則で定める施設において行う医業又は歯科医業をいう。以下同じ。）を行おうとする場合において、所外診療を行うことが、

（１）その正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合

（２）報酬を得て、行うこととなる場合

のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の承認を受けることができることとする。

なお、国立ハンセン病療養所医師等兼業規則において、国立ハンセン病療養所医師等が所外診療を行える兼業先施設の種類及び厚生労働大臣が兼業の承認を行う場合の基準等を規定する。

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十五号

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 補償金の支給（第三条―第十八条）

第三章 ハンセン病患者家族補償金認定審査会（第十九条 第二十三条）

第四章 名誉の回復等（第二十四条）

第五章 雑則（第二十五条―第二十九条）

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十一年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするとともに、ここに、国会及び政府が責任を持つてこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ここに、ハンセン病患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病患者家族がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、ハンセン病患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下単に「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病患者家族等の名誉の回復等について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「ハンセン病患者」とは、次に掲げる者をいう。

一 らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下この条において「廃止法」という。）により、らい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法（以下この項において「旧らい予防法」という。）第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国内ハンセン病療養所」という。）に入所していた者

二 廃止法により、らい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者（前号に掲げる者を除く。）

三 昭和二十年八月十五日までの間に、行政政法台湾施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前のらい予防法（明治四十年法律第十一号）第三条第一項の国立療養所、朝鮮癩予防令（昭和十年制令第四号）第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者（前二号に掲げる者を除く。）

四 昭和二十年八月十五日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に行政政法台湾施行令第一条の規定により旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法が施行されていた地域、朝鮮癩予防令が施行されていた地域その他の厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことがある者（前三号に掲げる者を除く。）

この法律において、「ハンセン病患者家族」とは、ハンセン病患者がハンセン病を発病した時（その発病の時に当該ハンセン病患者が本邦（昭和二十年八月十五日までの間にあっては、前項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。以下この項において同じ。）に住所を有しなかった場合にあつては、当該ハンセン病患者が本邦に住所を有するに至った時）から廃止法により、らい予防法が廃止されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当したことがある者（当該各号に該当する者であつた期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。）であつて、この法律の施行の日（第九条第二項において「施行日」という。）において生存しているものをいう。

一 ハンセン病患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条第一項において同じ。）

二 ハンセン病患者の一親等の血族

三 ハンセン病患者の一親等の血族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、当該ハンセン病患者と同居しているもの

四 ハンセン病患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）

五 ハンセン病患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であつて、当該ハンセン病患者と同居しているもの

六 ハンセン病患者の二親等の血族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、当該ハンセン病患者と同居しているもの

七 ハンセン病患者の三親等の血族であつて、当該ハンセン病患者と同居しているもの

第二章 補償金の支給

（補償金の支給）

第三条 国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病患者家族に対し、補償金を支給する。

（補償金の額）

第四条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病患者家族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者 百八十万円

二 第二条第二項第四号から第七号までのいずれかに該当する者 百三十万円

（既に支給を受けた補償金との調整）

第五条 補償金は、ハンセン病患者家族が既に補償金の支給（第十条第一項の規定による補償金の支給を除く。）を受けた場合には、支給しない。ただし、前条第二号に掲げる者として既に補償金の支給を受けた者が同条第一号に掲げる者として補償金の支給を受けようとするときは、同号に定める額から同条第二号に定める額を控除した額の補償金を支給する。

（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金等との調整）

第六条 補償金は、ハンセン病患者家族が既にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第三条の規定による補償金の支給（同法第六条第一項の規定による補償金の支給を除く。）その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める金銭の支払を受けた場合には、支給しない。

(異なるハンセン病元患者の家族として受けた損害賠償等との調整)

第七条 補償金の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既に当該補償金に係るハンセン病元患者とは異なるハンセン病元患者の家族(ハンセン病元患者家族に限る。)として国家賠償法(昭和二十二年法律第二百二十五号)による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の填補の額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の補償金を支給する。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第八条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れる。

(補償金に係る認定等)

第九条 厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

2 前項の補償金の支給の請求(以下この章において単に「請求」という。)は、施行日から起算して五年を経過したときは、することができない。

(支払未済の補償金)

第十条 ハンセン病元患者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父、母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下この条及び第二十五条において「遺族」という。)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(請求書の提出)

第十一条 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 請求に係るハンセン病元患者の氏名

三 請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた年月日(これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。)

四 請求に係るハンセン病元患者が国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所に入所していた場合にあつては、当該入所していた国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所の名称及びその期間

五 請求に係るハンセン病元患者との関係及び当該関係にあつた期間

六 その他厚生労働省令で定める事項

(厚生労働大臣による調査)

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の認定(次項及び次条第六項において単に「認定」という。)を行うため必要があると認めるときは、請求をした者(次条において「請求者」という。)その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(請求に係る審査)

第十三条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。))を含む。)により当該請求者がハンセン病元患者家族であること(同項各号のいずれかに該当するかを別を含む。)を確認することができる場合を除き、当該請求の内容をハンセン病元患者家族補償金認定審査会に通知し、当該請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を求めなければならない。

2 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

4 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があつたハンセン病元患者家族補償金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(公務所等の協力)

第十四条 公務所又は公私の団体は、第十二条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(補償金の支給手続等についての周知、相談支援等)

第十五条 国は、ハンセン病元患者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2 国は、補償金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

(不正利得の徴収)

第十六条 偽りその他の不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第十七条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十八条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

(審査会の設置)

第十九条 厚生労働省に、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

20 審査会の組織
(審査会の組織)
第二十条 審査会は、五人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十一条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 名誉の回復等

第二十四条 国は、ハンセン病患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病患者及びハンセン病患者家族等の意見を尊重するものとする。

第五章 雑則

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長)は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、ハンセン病患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第二十六条 厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構(次条第一項及び第二十八条において「機構」という。)に委託することができる。

(ハンセン病患者家族補償金支払基金)

第二十七条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金の支払及びこれに附帯する業務(以下この項及び次条において「補償金支払等業務」という。)に要する費用(補償金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。)に充てるため、ハンセン病患者家族補償金支払基金(次項において「基金」という。)を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。

(交付金)

第二十八条 政府は、予算の範囲内において、第二十六条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(請求の期限の検討)

第二条 第九条第二項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(譲渡等の禁止等)

第三条 この法律の円滑な施行を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、ハンセン病患者家族等に対して国から金銭が支給される場合には、当該金銭の支給を受ける権利については第十七条の規定を、当該金銭については第十八条の規定を、それぞれ準用する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第六条第二項中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第三章第二節に次の一条を加える。

(ハンセン病患者家族補償金認定審査会)

第十五条の二 ハンセン病患者家族補償金認定審査会については、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第五十五号)(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の次に次の二条を加える。

(補償金の支払の業務)

第五条の五 機構は、第十二条第一項並びに附則第五条の二第一項及び第二項並びに第五条の三第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一 国の委託を受けて、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第五十五号。次号及び次条第一項において「ハンセン病患者家族補償金支給法」という。)第三条の補償金の支払を行うこと。

二 国の委託を受けて、ハンセン病患者家族補償金支給法第十条第一項の補償金の支払を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

(ハンセン病患者家族補償金支払基金)

第五条の六 機構は、前条第一項の業務に要する費用(その執行に要する費用を含む。)に充てるためにハンセン病患者家族補償金支払基金(次項において「基金」という。)を設け、ハンセン病患者家族補償金支給法第二十七条第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第七十三号

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二条第二項第三号及び第六号、第六条、第十一条並びに第二十九条の規定に基づき、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則

第一条（法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める者）

（法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める者）
下「法」という。第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 ハンセン病元患者の事実婚配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。次号及び次条において同じ。）の一親等の血族

二 ハンセン病元患者の一親等の血族の事実婚配偶者

（法第二条第二項第六号の厚生労働省令で定める者）

第二条（法第二条第二項第六号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。）

一 ハンセン病元患者の事実婚配偶者の二親等の血族

二 ハンセン病元患者の二親等の血族の事実婚配偶者

（法第六条の厚生労働省令で定める金銭の支払）

第三条（法第六条の厚生労働省令で定める金銭の支払は、法第一条に規定する補償金（次条第一項第四号イを除き、以下単に「補償金」という。）の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既にハンセン病の患者であった者として国から受けた金銭の支払であつて、次に掲げるものとする。）

一 ハンセン病に係る国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による損害賠償

二 ハンセン病に係る裁判上の和解（ハンセン病の患者であつた者と国との間で合意された平成十三年七月二十三日付けの基本合意書又は平成十四年一月二十八日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。次条において同じ。）に基づく金銭の支払

（補償金の請求）

第四条（法第十一条第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。）

一 法第九条第一項の補償金の支給の請求（以下単に「請求」という。）をする者の性別、生年月日及び電話番号

二 請求に係るハンセン病元患者の生年月日（これが明らかでない場合はその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）及び当該ハンセン病元患者が死亡している場合にあっては死亡年月日

三 請求に係るハンセン病元患者が入所していた法第二条第一項第一号に規定する国内ハンセン病療養所又は同項第三号に規定する国外ハンセン病療養所（次条第三号イにおいて「国内ハンセン病療養所等」という。）で法第十一条第二号の氏名と異なる氏名を用いていた場合にあっては、当該氏名（これが明らかでないときは、その旨）

四 請求に係るハンセン病元患者に関して国が行った金銭の支払であつて、次に掲げるものの有無（これが明らかでないときは、その旨）

イ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第三条の規定による補償金の支給

- ロ ハンセン病に係る国家賠償法による損害賠償（ハンセン病の患者であった者として受けた損害に係るものに限る。）
- ハ ハンセン病に係る裁判上の和解に基づく金銭の支払
- ニ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項に規定する給与金等の支給
- 五 請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた医療機関の名称及び所在地（これらの事項が明らかでないときは、その旨）
- 六 請求に係るハンセン病元患者が本邦（昭和二十年八月十五日までの間にあっては、法第二条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。次号及び次項において同じ。）に住所を有していた期間
- 七 請求をする者が本邦に住所を有していた期間
- 八 請求をする者が法第二条第二項第三号又は第五号から第七号までに掲げる者である場合にあっては、当該請求に係るハンセン病元患者と同居していた期間
- 九 補償金の払込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- 十 請求年月日
- 十一 その他参考となるべき事項
- 2 前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印するとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。
- 一 住民票の写しその他の請求をする者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所を証明することができる書類
- 二 請求に係るハンセン病元患者が法第二条第一項各号に掲げる者に該当することを証明することができる書類として、次に掲げるもの
- イ 前項第四号に掲げる金銭の支払が行われたことを証明することができる書類
- ロ 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことがあることを証明することができる書類
- 三 前号イに掲げる書類を提出できない場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類
- イ 請求に係るハンセン病元患者の国内ハンセン病療養所等への入所期間を証明することができる書類
- ロ 医師の診断書その他の請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた年月日（これが明らかでないときは、その時期）を証明することができる書類
- 四 請求をする者がハンセン病元患者家族に該当することを証明することができる書類として、次に掲げるもの
- イ 請求をする者が本邦に住所を有したことがあることを証明することができる書類
- ロ 請求をする者が当該請求に係るハンセン病元患者との間で法第十一条第五号の関係があったことを証明することができる戸籍謄本
- 五 前号ロに掲げる書類を提出できない場合にあっては、次に掲げる書類
- イ 請求をする者が当該請求に係るハンセン病元患者との間で法第十一条第五号の関係があったことを戸籍謄本により証明することが困難である理由を記載した書類
- ロ 請求をする者と当該請求に係るハンセン病元患者との間に法第十一条第五号の関係があったことを証明することができる公的機関が発行した書類
- ハ ロに掲げる書類を提出できない場合にあっては、請求をする者と当該請求に係るハンセン病元患者の間に法第十一条第五号の関係があったこと及び当該関係について戸籍謄本による証明が困難である理由に関する親族等の証言の内容を記載した書面並びに当該証言に虚偽の内容がないことを誓約する書面
- ニ その他請求書に記載した関係の証明に参考となるべき書類

- 六 請求をする者が法第二条第二項第三号又は第五号から第七号までに掲げる者である場合にあっては、当該請求に係るハンセン病元患者と同居していたことを証明することができる公的機関が発行した書類
- 七 前号に規定する場合であつて、同号に規定する書類を提出できないときは、次に掲げる書類
- イ 請求をする者が当該請求に係るハンセン病元患者と同居していたことに関する二名以上の第三者の証言を記載した書面及び当該証言に虚偽がないことを誓約する書面
- ロ 請求をする者が当該請求に係るハンセン病元患者と同居していたことに関し参考となるべき書類
- 八 第二号イ若しくは第三号又は第四号ロ若しくは第五号に掲げる書類を提出できない場合にあっては、厚生労働省の保有する個人情報（請求に係るハンセン病元患者のハンセン病の病歴に関連するものに限り、国と当該ハンセン病元患者との間に成立したハンセン病に係る裁判上の和解に関するものを含む）を補償金の審査及び認定に利用することについての当該ハンセン病元患者の同意書（当該ハンセン病元患者が死亡した場合にあっては、その死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類）
- 九 前項第九号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類
- 十 その他請求に係る事実を証明することができる書類
- （支払未済の補償金の申出）
- 第五条 法第十条第一項の規定により支払未済の補償金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係るハンセン病元患者家族との身分関係
- 二 ハンセン病元患者家族の氏名、性別、生年月日及び死亡時の住所又は居所
- 三 ハンセン病元患者家族の死亡年月日
- 四 支払未済の補償金の払込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- 五 申出年月日
- 2 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印するとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。
- 一 住民票の写しその他の申出をする者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所を証明することができる書類
- 二 ハンセン病元患者家族の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- 三 申出をする者が法第十条第一項の遺族（次条において「遺族」という。）である場合にあっては、次に掲げる書類
- イ 申出をする者とハンセン病元患者家族との身分関係を証明することができる書類
- ロ 申出をする者がハンセン病元患者家族の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
- 四 申出をする者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類
- 五 前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類
- （認定結果の通知）
- 第六条 厚生労働大臣は、法第九条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者（当該認定を受けた者が死亡している場合においては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、前条第一項の申出を行った者）に、その旨を通知しなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、請求があった場合において、法第九条第一項の認定をしなかったときは、請求をした者（当該請求をした者が死亡している場合においては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、前条第一項の申出を行った者）に、その旨を通知しなければならない。
- （添付書類の省略）
- 第七条 第四条第一項又は第五条第一項の規定により請求書又は申出書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めるときは、第四条第二項又は第五条第二項に規定する書類の添付を省略させることができる。

（郵送等による請求書の提出の日） 第八条 法第十一条の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は同条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。 （問題解決促進特別一時金の支給） 第九条 国は、法の円滑な施行を図るため、ハンセン病元患者家族等が偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきたことに對して国において取組がなされない中で、ハンセン病元患者家族等がかつて受けた差別等に関し国家賠償法第一条第一項の規定に基づき国に對し訴えを提起した者であつて法の施行前に死亡したもの（当該者が受けた損害の賠償に係る判決が確定している者に限る。）が当該訴えに係る訴訟を通してこの問題を改めて明らかにし、その解決を促したことに鑑み、特にこのことに敬意を表し、ねぎらい、いたわり、もつてハンセン病元患者家族等の名誉の回復等に資するため、厚生労働大臣の定めるところにより、問題解決促進特別一時金を支給する。 附 則 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 2 （独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正） 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第四百十八号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）	
改 正 後	改 正 前
附 則 （業務方法書に記載すべき事項の特例） 第四条 機構が機構法附則第五条の二第一項から第三項まで、第五条の三第一項及び第五条の五第一項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二條の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 一 五 （略） 六 機構法附則第五条の五第一項第一号に規定するハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号。次号において「ハンセン病元患者家族補償金支給法」という。）第三条の補償金の支払に関する事項 七 機構法附則第五条の五第一項第二号に規定するハンセン病元患者家族補償金支給法第十条第一項の補償金の支払に関する事項	附 則 （業務方法書に記載すべき事項の特例） 第四条 機構が機構法附則第五条の二第一項から第三項まで及び第五条の三第一項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二條の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 一 五 （略） （新設）

（共通経費の配賦基準の特例） 第五条 機構法附則第五条の二第五項、第五条の三第二項及び第五条の五第二項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合に、第十條中「経理する場合」とあるのは、「経理する場合並びに同法附則第五条の二第五項、第五條の三第二項及び第五條の五第二項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合」とする。	（共通経費の配賦基準の特例） 第五条 機構法附則第五条の二第五項及び第五条の三第二項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合に、第十條中「経理する場合」とあるのは、「経理する場合並びに同法附則第五条の二第五項及び第五條の三第二項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合」とする。
--	--

○厚生労働省告示第百七十二号

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二条第一項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域

（法第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所）

第一条 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号。以下「法」という。）第二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（平成十三年厚生労働省告示第二百二十四号。以下「平成十三年療養所告示」という。）第一項各号に掲げるハンセン病療養所とする。

2 法第二条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、平成十三年療養所告示第二項各号に掲げるハンセン病療養所とする。

（法第二条第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域）

第二条 法第二条第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域は、次のとおりとする。

- 一 行政諸法台湾施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定により、予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）第一条の規定による廃止前の、予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）附則第二項の規定による廃止前の癩予防法（明治四十年法律第十一号）が施行されていた地域
- 二 朝鮮癩予防令（昭和十年制令第四号）が施行されていた地域
- 三 共通法（大正七年法律第三十九号）の施行後の同法第一条第二項の樺太
- 四 旧南洋庁による癩療養所の設置後の南洋群島

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十六号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第一項中「この法律」を「同法」に改め、第三項中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、第二項の次に次の一項を加える。

ハンセン病の患者であつた者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

第一条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加える。

第三条第一項中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、「その他」を「その他の」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「として」の下に「又はハンセン病の患者であつた者等の家族に対して、ハンセン病の患者であつた者等の家族であることを理由として」を加える。

第四条及び第五条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加える。

第六条の見出し中「ハンセン病の患者であつた者等その他の」を削り、同条中「あつた者等」の下に「その家族」を加える。

第十一条の見出し及び同条第一項中「整備」の下に「及び充実」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（国家公務員法の特例等）

第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等（国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第四項において「給与法」という。）別表第八イ医療職俸給表（一）又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。）は、所外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医業又は歯科医業（当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を行うおうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第四十四条の許可を要しない。

4 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第十七条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であつた者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であつた者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第十八条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、「死没者」を「ハンセン病の患者であつた死没者」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

○内閣官房令第一号
厚生労働省令第一号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十一条の二第一項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十一条の二第一項の規定による国立ハンセン病療養所医師等の兼業等に関する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
厚生労働大臣 加藤 勝信

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十一条の二第一項の規定による国立ハンセン病療養所医師等の兼業等に関する規則

（法第十一条の二第一項に規定する内閣官房令・厚生労働省令で定める施設）

第一条 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号。以下「法」という。）

第十一条の二第一項に規定する内閣官房令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医を選任すべき事業場

二 精神保健指定医として職務を行う施設

三 その他厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める施設

（所外診療の承認）

第二条 厚生労働大臣は、法第十一条の二第一項の規定により所外診療の承認の申請を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、当該所外診療を行うことを承認することができる。

一 法第七条及び第八条第二項に定める療養に必要な能力の維持向上に資するものであること。

二 兼業による著しい疲労その他の身体上又は精神上の理由により、職務の能率的な遂行に悪影響を及ぼすおそれがないこと。

三 兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがないこと。

四 正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合においては、公務の運営に支障がないこと。

（所外診療の承認の申請）

第三条 所外診療の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一 国立ハンセン病療養所医師等の氏名、現住所及びその占める官職並びにその属する職務の級

二 国立ハンセン病療養所医師等の正規の勤務時間

三 所外診療先及びその職名

四 所外診療先における勤務時間、勤務の内容及び所外診療の予定期間

五 国立ハンセン病療養所医師等がその正規の勤務時間において、勤務しないこととなる必要の有無及びその内容

六 国立ハンセン病療養所医師等が報酬を得て、所外診療を行う場合には、その金額

七 所外診療を必要とする理由

八 その他参考となる事項

（承認台帳の整備）

第四条 厚生労働大臣は、国立ハンセン病療養所医師等の所外診療の承認に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一 所外診療を承認した年月日

二 国立ハンセン病療養所医師等の氏名及びその占める官職並びにその属する職務の級
三 所外診療先及びその職名
四 所外診療の予定期間

附 則

この命令は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第五十六号）の施行の日（令和元年十一月二十二日）から施行する。

◎ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照案文

○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であつた者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。<u>同法</u>に基づき、ハンセン病の患者であつた者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。 しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であつた者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であつた者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、ま	「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であつた者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。<u>この法律</u>に基づき、ハンセン病の患者であつた者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。 しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であつた者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であつた者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、ま

た、ハンセン病の患者であつた者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯^しに取り組んでいかなければならない。

ハンセン病の患者であつた者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯^しに取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であつて、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

た、ハンセン病の患者であつた者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯^しに取り組んでいかなければならない。

〔新設〕

ここに、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であつて、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であつた者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 「略」

3 何人も、ハンセン病の患者であつた者等に対して、ハンセン病の患者であつたこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であつた者等の家族に対して、ハンセン病の患者であつた者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であつた者等及びその

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であつた者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 「略」

3 何人も、ハンセン病の患者であつた者等に対して、ハンセン病の患者であつたこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の

家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の意見の反映のための措置）

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であつた者等、その家族その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のための措置）

第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 〔略〕

（国家公務員法の特例等）

第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等（国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第四項において「給与法」という。）別表第八イ医

増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（ハンセン病の患者であつた者等その他の関係者の意見の反映のための措置）

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であつた者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のための措置）

第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 〔略〕

〔新設〕

療職俸給表(一)又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)は、所外診療(病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設(これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。))において行う医業又は歯科医業(当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。))において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第一百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3| 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

4| 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(相談及び情報の提供等)

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

2| 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であつた者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であつた者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、ハンセン病の患者であつた死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病の患者であつた者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。